四日市市告示第137号

四日市市家庭用新エネルギー等普及支援事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成27年 3月31日

四日市市長 田中俊行

四日市市家庭用新エネルギー等普及支援事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市家庭用新エネルギー等普及支援事業費補助金交付要綱(平成25年四日市市告示第120号)の一部を次のように改正する。

改正後

四日市市新エネルギー等導入奨励金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地球温暖化の原因となっている二酸化炭素等の温室効果ガスの排出を抑制するために市が実施する四日市市新エネルギー等導入奨励金(以下「奨励金」という。)の交付手続等について、四日市市補助金等交付規則(昭和57年四日市市規則第11号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(奨励金交付の対象者)

- 第2条 <u>奨励金交付の対象者(以下、「交付対象者」という。</u>は、次の各号の全てに該当する個人又は中小企業等(以下、「事業者」という。)とする。ただし、中小企業等は、第4条に定める要件を満たすものとする。
 - (1) <u>当該年度の別に定める期間に、次条に該当する事業を行う事業者。</u>
 - (2) <u>よっかいち CO_2 </u>ダイエットチャレンジ 宣言を行う事業者。
 - (3) 市税を滞納していない事業者。

(奨励金交付の対象事業)

- 第3条 奨励金交付の対象事業(以下、「交付 対象事業」という。)は、次の各号のいずれ かに該当する事業とする。
 - (1) 市内において、第5条に定める対象設備を設置する事業。

改正前

四日市市<u>家庭用新エネルギー等普及支援事業費</u> 補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が実施する<u>家庭用新工</u> <u>ネルギー等普及支援事業費補助金</u>(以下「<u>補助金</u>」という。)の交付手続等について、四 日市市補助金等交付規則(昭和57年四日市 市規則第11号)に定めるもののほか、<u>補助</u> 金交付に関する業務の適正かつ円滑な運営を 図ることを目的に、基本的な事項について定 める。

(補助金交付の対象)

- - (1) 市内に<u>ある自己の居住の用に供する家屋</u> に家庭用太陽光発電システム、家庭用燃料電池システム又は家庭用風力発電シス テム(以下「家庭用システム」とい う。)を設置すること。
 - (2) 当該年度の4月1日から当該年度の別に 定める日までに家庭用システムが設置され た市内にある家屋を自己の居住の用に供す るために購入する事業を行うこと。

(2) 市内において、第5条に定める対象設備が設置された建築物等を購入する事業。

(中小企業等)

- 第4条 交付対象となる中小企業等は、四日市 市内で事業を営む者であって、次の各号のい ずれかに該当するものとする。
 - (1) 中小企業基本法(昭和38年法律第1 54号)第2条第1項に規定する中小企業 者。
 - (2) 常時使用する従業員の数が100人以 下の医療法人、社会福祉法人、学校法人又 は特定非営利活動法人。
 - (3) 商店街振興組合法 (昭和37年法律第 141号)第2条第1項に規定する法人
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる各号 のいずれかに該当するものは中小企業等から 除くものとする。
 - (1) 発行済株式の総数又は出資の総額の2 分の1以上に相当する数又は額の株式又は 出資が同一の大規模法人(資本金の額又は 出資の総額が3億円を超える会社並びに常 時使用する従業員の数が300人を超える 会社及び個人をいう。次号において同 じ。)の所有に属しているもの。
 - (2) 発行済株式の総数又は出資の総額の3 分の2以上に相当する数又は額の株式又は 出資が大規模法人の所有に属しているも の。

(対象設備)

- 第<u>5</u>条 <u>奨励金</u>の交付の対象となる<u>設備</u>は、自己が所有する未使用のもので、<u>自己の居住又は自己の事業の用に供するためのもので、次の各号に掲げるものとする。ただし、展示又は販売を目的とするものは除く。</u>
 - (1) 太陽光発電設備
 - ア 第3条に規定する事業1件当たりの太 陽電池の最大出力(太陽電池モジュール の公称最大出力の合計値をいう。)が1 キロワット以上10キロワット未満であ ること。

イ (略)

(2) 燃料電池設備

ア

国の民生用燃料電池導入支援補助金制度において補助対象と<u>して指定されたも</u>の。

(対象設備)

- 第<u>3</u>条 <u>補助金</u>の交付の対象となる<u>家庭用シス</u> <u>テム</u>は、自己が所有する未使用のもので、<u>次</u> <u>の各号に掲げる家庭用システムについてそれ</u> <u>ぞれ当該各号に定める条件を満たすものとす</u> る。
 - (1) <u>家庭用</u>太陽光発電<u>システム</u> ア <u>発電機の定格出力</u>が 1 キロワット以上 であること。
 - イ (略)
 - ウ 住宅の屋根等への設置に適しているこ と。
 - (2) <u>家庭用</u>燃料電池<u>システム</u> <u>申請時におい</u> <u>て</u>国の民生用燃料電池導入支援補助金制度 において補助対象となること。
 - (3) 家庭用風力発電システム
 - <u>ア 発電機の定格出力が200ワット以上</u> であること。
 - イ プロペラ等の回転部に容易に人が接触 することがないよう、人の手の届かない

(奨励金の額)

第<u>6</u>条 <u>奨励金</u>の額は、1件当たり3万円とし、予算で定める範囲内において、これを交付するものとする。

(募集及び交付申請)

- 第7条 市長は、募集期間及び募集件数を決定し、交付対象者を募集する。
- 2 <u>奨励金</u>の交付を受けようとする者(以下、 「<u>交付申請者</u>」という。)は、第3条に規定 する事業に着手する前に四日市市<u>新エネルギー等導入奨励金</u>交付申請書(第1号様式。以下「<u>奨励金</u>交付申請書」という。)<u>に必要な</u> <u>書類を添付して、</u>市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第8条 市長は、前条第2項の<u>奨励金</u>交付申請書が提出されたときは、必要な審査、必要に応じて行う現地調査等<u>を行い、奨励金</u>を交付することが適当と認められるときは交付の決定を行い、<u>交付申請者</u>に対して、四日市市<u>新</u>工ネルギー等導入奨励金</u>交付決定通知書(第2号様式)によりその旨を通知するものとする。ただし、募集件数を上回る<u>奨励金</u>交付申請書が提出されたときは、必要な審査、必要に応じて行う現地調査等により、<u>奨励金</u>を交付することが適当と認められる<u>交付</u>申請者について、抽選により交付対象者を決定することができる。

2 (略)

3 市長は、第1項の規定により不交付となった交付申請者に対して四日市市新エネルギー 等導入奨励金不交付決定通知書(第3号様式)により通知するものとする。

(計画変更・中止)

- 第<u>9</u>条 交付対象者は、<u>奨励金</u>の交付決定を受けた後において、その内容を変更するとき、 又はやむをえない理由により対象設備の設置を中止しようとするときは、<u>直ちに</u>四日市市新工ネルギー等導入奨励金計画変更(中止) 承認申請書(第4号様式)<u>に必要な書類を添付して、</u>市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、<u>奨励金交付申請書の</u>うち次の各号に掲げる事項の変更については、この限りではない。
 - (1) 設置する対象設備のメーカー名、機種名

高さに設置し、周囲に柵を設ける等の措 置が講られるとともに、強風時における 安全対策が施されていること。

ウ 騒音等への対策が施されていること。

(補助金の額)

第<u>4</u>条 <u>補助金</u>の額は、1件当たり3万円とし、予算で定める範囲内において、これを交付する。

(募集及び申請方法)

- 第<u>5</u>条 市長は、募集期間及び募集件数を決定 し、補助事業者を募集する。
- 2 <u>補助金</u>の交付を受けようとする者(以下「<u>補助申請者</u>」という。)は、第2条に規定する事業に着手する前に<u>必要な書類を添付した</u>四日市市<u>家庭用新エネルギー等普及支援事業費補助金</u>交付申請書(第1号様式。以下「<u>補助金</u>交付申請書」という。)<u>を</u>市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

2 (略)

3 市長は、第1項の規定により不交付となった<u>補助申請者</u>に対して四日市市<u>家庭用新工ネルギー等普及支援事業費補助金</u>不交付決定通知書(第3号様式)により通知するものとする。

(計画変更・中止の承認)

第<u>7</u>条 補助申請者は、補助金の交付決定を受けた後において、その内容を変更するとき、又はやむをえない理由により対象設備の設置を中止しようとするときは、<u>あらかじめ</u>四日市市家庭用新エネルギー等普及支援事業費補助金計画変更・中止承認申請書(第4号様式)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、対象設備の事業着手を定日、事業完了予定日及び同型最新機種への変更については、この限りでない。

及び発電能力(ただし、太陽光発電設備にあっては、変更後の最大出力が1キロワット以上10キロワット未満であること)

- (2) 対象設備の事業着手予定日
- (3) 対象設備の事業完了予定日
- 2 市長は、前項の申請を承認すべきものと認めたときは、四日市市新エネルギー等導入奨励金計画変更(中止)承認通知書(第5号様式)により、交付対象者にその旨を通知するものとする。

(実績報告)

第<u>10</u>条 <u>交付対象者</u>は、事業完了後<u></u>四日市 市新エネルギー等導入奨励金実績報告書(第 6号様式。以下「実績報告書」という。)に <u>必要な</u>書類を<u>添付して速やかに</u>市長に提出し なければならない。<u>なお、当該年度の実績報</u> 告書の提出期限は、別に定める。

(奨励金交付額の確定)

第<u>11</u>条 市長は、実績報告書が提出されたときは、必要な審査、必要に応じて行う現地調査等により、交付すべき<u>奨励金</u>等の額を確定し、四日市市<u>新エネルギー等導入奨励金</u>交付確定通知書(第7号様式)により<u>交付対象者</u>に通知するものとする。

(奨励金の交付)

- 第<u>12</u>条 前条の規定により<u>奨励金交付確定通</u> <u>知</u>を受けた者は、速やかに四日市市<u>新エネル</u> <u>ギー等導入奨励金</u>交付請求書(第8号様式。 以下「<u>奨励金</u>交付請求書」という。)を市長 に提出しなければならない。
- 2 市長は、<u>奨励金</u>交付請求書が提出されたときは、必要な審査を行い、適当と認められるときは<u>交付対象者</u>に対し<u>奨励金</u>を交付する<u>も</u>のとする。

2 市長は、前項の申請を承認すべきものと認めたときは、四日市市<u>家庭用新エネルギー等普及支援事業費補助金</u>計画変更<u>・中止</u>承認通知書(第5号様式)により、<u>補助申請者</u>にその旨を通知する。

(実績報告書の提出)

- 第8条 補助申請者は、事業完了後速やかに、 必要な書類を添付した四日市市家庭用新エネ ルギー等普及支援事業費補助金実績報告書 (第6号様式。以下「実績報告書」とい う。)に次の書類を添えて<u>当該年度の別に定</u> める日までに市長に提出しなければならな
 - (1) 対象設備の設置費に係る領収書の写し (ただし、領収書に補助対象システムにつ いての明記が無い場合は、領収書と同じ印 のある内訳書の写しを添付すること)
 - (2) 対象設備の設置状態を示すカラー写真 (設置した建物全体及び設備の写真)
 - (3) 設置場所の地図
 - (4) 電力会社との電力受給契約を行う設備あっては、電力受給契約書(契約に関する お知らせ)の写し
 - (5) その他市長が必要と認めるもの

(補助金交付額の確定)

第<u>9</u>条 市長は、実績報告書が提出されたときは、必要な審査、必要に応じて行う現地調査等により、<u>補助金交付額を確定し、</u>交付すべき補助金等の額を確定し、四日市市家庭用新工ネルギー等普及支援事業費補助金交付確定通知書(第7号様式)により<u>補助申請者</u>に通知する。

(補助金の交付)

- 第<u>10</u>条 前条の規定により<u>補助金</u>交付額の確定を受けた者は、速やかに四日市市<u>家庭用新工ネルギー等普及支援事業費補助金</u>交付請求書(第8号様式。以下「<u>補助金</u>交付請求書」という。)を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、<u>補助金</u>交付請求書が提出されたと きは、必要な審査を行い、適当と認められる ときは<u>補助申請者</u>に対し補助金を交付する。

(管理)

- 第<u>13</u>条 <u>前</u>条の規定により<u>奨励金</u>の交付を受けた者(以下「<u>交付事業者</u>」という。)は、対象設備をその耐用年数の期間、善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 2 <u>交付事業者</u>は、対象設備が毀損し、又は滅失したときは、その旨を市長に届け出なければならない。

(処分の制限)

- 第<u>14</u>条 <u>交付事業者</u>は、対象設備の耐用年数の期間内において、当該対象設備を処分しようとするときは、あらかじめ四日市市<u>新工ネルギー等導入奨励金</u>に関する財産処分承認申請書(第9号様式。以下「処分承認申請書」という。)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 市長は、処分承認申請書が提出されたときは、必要な審査を行い、適当と認めるときは、四日市市新エネルギー等導入奨励金に関する財産処分承認通知書(第10号様式)により交付事業者に通知するものとする。

(検査)

第<u>15</u>条 市長は、<u>奨励金</u>に係る予算の執行の 適正を期するため、対象設備に関する帳簿等 関係書類、対象設備、施設等を検査すること ができる。<u>交付事業者</u>は、この検査に応じな ければならない。

(交付決定の取消し及び奨励金の返還)

- 第<u>16</u>条 市長は、<u>交付対象者又は交付事業者</u> <u>が</u>次の各号のいずれかに該当する場合は、第 <u>8</u>条の規定による交付決定の全部又は一部を 取消すことができる。
 - (1) 当該年度の別に定める<u>提出期限</u>までに実 績報告書を提出しない場合
 - (2) この要綱及びこの要綱の施行に関し必要 な事項を定めた要領又はこれらに基づく条 件に違反した場合
 - (3) <u>奨励金</u>を対象設備の設置以外の用途に使用した場合
 - (4) 対象設備の設置を中止しようとする場合
 - (5) 本補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合
- 2 <u>交付事業者</u>は、市長が前項の取消しをした 場合において、当該取消しに係る部分に対す る<u>奨励金</u>の交付を受けているときは、市長の 請求に応じ、交付を受けた<u>奨励金</u>の全部又は 一部を返還しなければならない。

(管理)

- 第<u>11</u>条 第10条の規定により<u>補助金</u>の交付を受けた者(以下「<u>補助事業者</u>」という。) は、対象設備をその耐用年数の期間、善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない
- 2 <u>補助事業者</u>は、対象設備が毀損し、又は滅失したときは、その旨を市長に届け出なければならない。

(処分の制限)

- 第<u>12</u>条 <u>補助事業者</u>は、対象設備の耐用年数の期間内において、当該対象設備を処分しようとするときは、あらかじめ四日市市<u>家庭用新エネルギー等普及支援事業費補助金</u>に関する財産処分承認申請書(第9号様式。以下「処分承認申請書」という。)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 市長は、処分承認申請書が提出されたとき は、必要な審査を行い、適当と認めるとき は、四日市市<u>家庭用新エネルギー等普及支援</u> 事業費補助金に関する財産処分承認通知書 (第10号様式)により<u>補助申請者</u>に通知す る。

(検査)

第<u>13</u>条 市長は、<u>補助金</u>に係る予算の執行の 適正を期するため、対象設備に関する帳簿等 関係書類、対象設備、施設等を検査すること ができる。<u>補助申請者</u>は、この検査に応じな ければならない。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

- 第<u>14</u>条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第<u>6</u>条の規定による交付決定の全部又は一部を取消すことができる。
 - (1) <u>補助事業者</u>が当該年度の別に定める<u>日</u>までに実績報告書を提出しない場合
 - (2) <u>補助事業者</u>がこの要綱及びこの要綱の施 行に関し必要な事項を定めた要領又はこれ らに基づく条件に違反した場合
 - (3) 補助事業者が補助金を対象設備の設置以外の用途に使用した場合
 - (4) <u>補助事業者</u>が対象設備の設置を中止しよ うとする場合
 - (5) <u>補助事業者</u>が本補助事業に関して不正、 怠慢その他不適当な行為をした場合
 - 2 <u>補助事業者</u>は、市長が前項の取消しをした場合において、当該取消しに係る部分に対する<u>補助金</u>の交付を受けているときは、市長の請求に応じ、交付を受けた<u>補助金</u>の全部又は一部を返還しなければならない。

3 <u>交付事業者</u>は、第<u>14</u>条の規定により承認を受けて対象設備を処分した場合において、市長の請求があったときは、交付を受けた<u>奨</u> <u>励金</u>の全部又は一部を返還しなければならない。

(協力)

第<u>17</u>条 市長は、<u>交付事業者</u>に対し、次の各 号に掲げる事項について協力を求めることが できる。この場合において、<u>交付事業者</u>はこ の求めに応じなければならない。

(1)及び(2) (略)

(奨励金の評価)

- 第<u>18</u>条 市長は、当該<u>奨励金</u>に関する評価を 常に行い、その必要性及び効果について十分 に検証するものとする。
- 2 (略)

(雑則)

第<u>19</u>条 この要綱に定めるもののほか、この 要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に 定める。

附 則

(有効期限)

2 この要綱は、第<u>12</u>条から第<u>16</u>条までの 規定を除き、平成<u>30</u>年3月31日限り効力 を失う。 3 <u>補助事業者</u>は、第<u>12</u>条の規定により承認を受けて対象設備を処分した場合において、市長の請求があったときは、交付を受けた<u>補助金</u>の全部又は一部を返還しなければならない。

(協力)

第<u>15</u>条 市長は、<u>補助事業者</u>に対し、次の各号に掲げる事項について協力を求めることができる。この場合において、<u>補助事業者</u>はこの求めに応じなければならない。 (1)及び(2)(略)

(補助金の評価)

第<u>16</u>条 市長は、当該<u>補助金</u>に関する評価を 常に行い、その必要性及び効果について十分 に検証するものとする。

2 (略)

(雑則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(有効期限)

2 この要綱は、第<u>10</u>条から第<u>14</u>条までの 規定を除き、平成<u>27</u>年3月31日限り効力 を失う。

第1号から第10号までの様式を次のように改める。

	\mathbf{H}	

四日市市長

四日市市新エネルギー等導入奨励金交付申請書(個人用)

_		+
ш	<u>=</u> ±	
ш	丽	乍

<u>フリガナ</u> <u>氏 名</u>		<u>印</u>	
住 所	<u>T</u>		
電話番号	(固定電話) (携帯電話)		

四日市市新エネルギー等導入奨励金交付要綱第7条第2項に基づき、下記のとおり必要書類を添えて奨励金の 交付を申請します。

なお、当申請にあたり市税の納付状況の確認等、申請内容の確認等に必要な情報の閲覧に同意し、四日市市新 エネルギー等導入奨励金交付要綱、及び四日市市新エネルギー等導入奨励金交付要領の定めに従います。

また、以下の項目について、事実と相違ないことを誓約します。

<u>0.77</u>	CAC TO THE CONTROL OF					
No.1	<u>私は市税を滞納していません。</u>	<u>はい</u>				
No.2	申請する対象設備は申請者自身が所有する未使用のものです。	<u> はい</u>				
No.3	申請する対象設備を設置する建築物等は、申請者自身が所有者です。	1+11 11113				
	「いいえ」の場合は、建築物等の所有者の承諾書を添付してください。	<u>はい いいえ</u>				

記

1. 奨励金交付申請額 : 円

2.設置する対象設備及び発電能力

	<u>メーカー名</u>	機種名(型番)	<u>発電能力</u>
<u>太陽光発電設備(10kW未満)</u>			
<u>又は</u>			
燃料電池設備			

3.設置場所

住 所	<u>二</u> 四日市市

- 4.対象設備の事業着手(予定)日: 年 月 日
- <u>5.対象設備の事業完了(予定)日: 年 月 日</u> <u>(太陽光発電設備の場合は、電力会社等との電力需給開始日。それ以外は、設置工事又は竣工検査の完了日。)</u>
- 6.申請書類に関する手続き代行者(手続き代行者がいない場合は記入不要)

<u>業者名</u>	
<u>住 所</u>	
担当者名	電話番号

上記の者からの市に対する提出書類の内容や抽選結果に関する問い合わせについて、市 が応じることを同意しますか。

同意します ・ 同意しません

7.添付書類

よっかいちCO₂ダイエットチャレンジ宣言

第1号様式(中小企業等用)(第7条	<u> </u>			_	
四日市市長			年		日
	住 所				
	<u>名 称</u>				
	代表者氏名			ЕП	
	連絡先	(担当	á)	
四日市市新エネルギー	- 等導入奨励金交	付申請書(中小企	業等)		
四日市市新エネルギー等導入型 必要書類を添えて補助金の交付を なお、当申請にあたり市税の糾 閲覧に同意し、四日市市新エネル ギー等導入奨励金交付要領の定め	E申請します <u>。</u> 対付状況の確認等 シギー等導入奨励	、申請内容の確認	等に必	要な情報	<u></u> 寝の
	<u>記</u>				
<u>1.企業等の情報</u> <u>(1)住所(本社等):</u>					
(2)名称:					
(3)資本金:	円				
(4)従業員数 :	人				
(5)業種:					
2 . 事業を実施する事業場等の情	<u> </u>				
(1)住所:					
<u>(2)名称:</u>					
3 . 奨励金交付申請額:	円				
4 . 設置する対象設備及び発電制	<u>能力</u>				
<u>太陽光発電設備(10kW未満)</u> <u>又は</u> 燃料電池設備	メーカー名	機種名(型番)	<u>発</u> 管	電能力	

5	. 対象設備の事業着手(予定)日:	年	月		
6	<u>. 対象設備の事業完了(予定)日:</u> 太陽光発電設備の場合は、電力会社等との電力需給限	年 開始日。それ以外は	月	<u>日</u> 又は竣工検査の完了	'日。)
7	<u>. 申請書類に関する手続き代行者(</u>	手続き代行者	旨がいな	い場合は記入	<u>、不要)</u>
	業者名				
	住所				
	担当者名	電話番号			
	上記の者からの市に対する提出書類の		生甲 に 悶 を	ナス問い合わせ	+について 市
-				9 20 10 10 10 10 10 10	
	<u>が応じることを同意しますか。</u>				
	<u>同意します</u>	· 同意し	<u>ません</u>		
8	. 添付書類				
	よっかいちCO ₂ ダイエットチャレ	ンジ宣言			
_					
_	<u> </u>				
	(ウ) 全部事項証明書(土地)				
	申請する対象設備を設置する建築物	勿等が申請者自	1身の所で	<u> 写でない場合、</u>	建築物等の所
	有者の承諾書を添付してください。	•			

本市の市税の完納証明書(直近年度の完納が確認できるもの) 株の所有者が確認できる書類(株式を発行している場合のみ)

その他市長が必要と認める書類

<u> </u>				
	<u>第</u>			号
		年	月	日
樣				

四日市市新エネルギー等導入奨励金交付決定通知書

四日市市長

<u>年</u>月日付けで申請のあった四日市市新エネルギー等導入奨励金については、下記のとおり決定したので、四日市市新エネルギー等導入奨励金交付要網第8条第1項に基づき通知します。

記

1.対象設備:

笠っ口投土 / 笠っ夕胆ばヽ

- 2.奨励金の額: 円
- 3. 奨励金の交付の条件
- (1)四日市市新エネルギー等導入奨励金交付要綱を厳守すること。
- (2)四日市市新エネルギー等導入奨励金交付要領を厳守すること。
- (3)この奨励金の交付に係る関係書類は、事業完了後5年間保存しておくこと。
- (4)この奨励金の交付についての市の立入検査及び監査に応じること。
- (5)対象設備の設置等の完了後、速やかに実績報告書を提出すること。
- (6)対象設備の耐用年数の期間内において、対象設備を処分する場合は、処分承認 申請書を提出すること。

 第
 号

 年
 月

 日

樣

四日市市長

四日市市新エネルギー等導入奨励金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった四日市市新工ネルギー等導入奨励金については、四日市市新工ネルギー等導入奨励金交付要綱第8条第3項に基づき、下記のとおり交付しないことと決定しましたので通知します。

記

- 1 . 対象設備 :__
- 2. 不交付の理由

第4号様式(第 <u>9</u> 条関係)					/		
四日市市長					牛	月	日
	住	所					
	氏					ED	
	仄	1				Εh	
			(<u>法人にあって</u>) <u>ださい。</u> 印鑑	は申請時と同	表者の職・日 同一のものを	<u>6名を記載</u> 捺印くださ	<u>してく</u> [い。)
	電話	畨号	()	-		
	更 <u>(</u> 中 <u>ਗੇ金</u> 交	<u> </u>	- 等導入奨 <u>版</u> 承認申請書 剛第 <u>9</u> 条第		づき、下	記のと	おり
		<u>記</u>					
1 . 対象設備 : 太陽光発電設備	<u> </u>		燃料電池部	<u>}備</u>			
<u>2</u> . 計画変更 <u>(</u> 中止 <u>)</u> の内容							
<u>3</u> .対象経費		円					

4.計画変更<u>(</u>中止<u>)</u>の理由

添付書類

計画変更の<u>場合は、変更</u>内容が確認できる書類

 第
 号

 年
 月

 日

樣

四日市市長

四日市市新エネルギー等導入奨励金 計画変更 (中止) 承認通知書

年 月 日付けで提出のあった計画変更<u>(</u>中止<u>)</u>承認申請については、四日市市 新エネルギー等導入奨励金交付要綱第9条第2項に基づき、下記のとおり承認します。

記

- 1 . 対象設備 :_
- <u>2</u>.変更<u>(</u>中止<u>)</u>の内容

3.奨励金の額

円

年 月 日

印

四日市市長

住 所

氏 名

四日市市新エネルギー等導入奨励金実績報告書

四日市市<u>新エネルギー等導入奨励金</u>交付要綱第<u>10</u>条に基づき、下記のとおり事業が完了したので報告します。

記

1.設置費用 円

(対象設備に係るもの)

2.対象設備の事業着手日 年 月 日

3.対象設備の事業完了日 年 月 日 (太陽光発電設備の場合は、電力会社等との電力需給開始日。それ以外は、設置工事<u>又は</u>竣工検査の完了日。)

4.対象設備及び発電能力

	メーカー名	機種名(型番)	発電能力
太陽光発電設備(10kW未満)			
<u>又は</u>			
燃料電池設備			

- 5.添付資料
- (1)対象事業に係る領収書の写し(宛名が申請者と同一であるもの)<u>又はそれに類</u> するもの
- (2)対象設備の設置状態を示すカラー写真(設置した建物全体及び設備の写真)
- (3)設置場所の地図
- (4)電力会社<u>等</u>との電力受給契約に関する<u>書類</u>の写し(契約者が申請者と同一であるもの)

電力会社と電力受給契約を行う設備のみ

(5)その他市長が必要と認める書類

 第
 号

 年
 月

 日

樣

四日市市長

四日市市新エネルギー等導入奨励金交付確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった四日市市<u>新エネルギー等導入奨励金</u>については、下記のとおり確定を行いましたので、四日市市<u>新エネルギー等導入</u><u>奨励金</u>交付要綱第<u>1</u>1条に基づき通知します。

記

- 1.対象設備 :
- <u>2</u>.確定<u>した奨励金の</u>額 <u>:</u> 円

筆	8	문	樣式	. (谷	{	1	2	条	閗	係)
73	v		ハムー	, ,		,		_	///	ᇄ	ľ	,

年	月	日

印

四日市市長

住 所

氏 名

(法人にあっては名称及び代表者の職・氏名を記載してく ださい。印鑑は申請時と同一のものを捺印ください。)

電話番号 () -

四日市市新エネルギー等導入奨励金交付請求書

年 月 日付けで<u>奨励金</u>交付額の確定通知を受けた四日市市<u>新エネルギー等導入奨励金</u>について、四日市市<u>新エネルギー等導入奨励金</u>交付要綱第<u>12</u>条第1項に基づき、下記のとおり請求します。

記

- 1. 対象設備: 太陽光発電設備, 燃料電池設備
- 2.請求する奨励金の額 : 円
- 3. 奨励金の振込先(申請者と同一名義の口座)

金融機関名		支店名	
預金種別	普 通	口座番号	
フリガナ			
口座名義			

第9号様式(第14条関係)

年 月 日

四日市市長

住 所

氏 名 印

(法人にあっては名称及び代表者の職・氏名名を記載してください。 印鑑は申請時と同一のものを捺印ください。)

四日市市新エネルギー等導入奨励金に関する財産処分承認申請書

四日市市<u>新エネルギー等導入奨励金</u>交付要綱第<u>14</u>条第1項の規定に基づき、下記のとおり財産処分の承認を申請します。

記

- 1.対象設備: 太陽光発電設備(10kW未満), 燃料電池設備
- 2.処分の方法

該当する項目を で囲んでください。

売却 ・ 譲渡 ・ 交換 ・ 貸与 ・ 担保 ・ 廃棄 ・ その他

その他の理由

3.処分の時期

年 月 日から(年 月 日まで)

- 4.処分の理由
- 5. 収益額(処分により収益があった場合は、その額を記載してください。)

第 号 年 月 日

樣

四日市市長

四日市市新工ネルギー等導入奨励金に関する財産処分承認通知書

年 月 日付けで提出のあった財産処分承認申請については、四日市市<u>新エネルギ</u>ー等導入奨励金交付要綱第14条第2項に基づき、下記のとおり承認します。

記

- 1 . 対象設備 :
- 2 . 処分の方法
- 3.奨励金の額 円
- 4.処分の時期

年 月 日から(年 月 日まで)

- 5.処分の理由
- 6. 収益額

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の四日市市家庭用新エネルギー等普及支援事業費補助金交付要綱の規定により交付決定を受けた者に対する補助については、なお、従前の例による。

(環境部環境保全課)